

平成28年度

行政監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第93号  
平成29年3月28日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 小 森 唯 永 様  
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 阿 部 信 一 様  
帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長 嶋 崎 隆 則 様

帯 広 市 監 査 委 員 林 伸 英  
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利  
帯 広 市 監 査 委 員 鈴 木 仁 志

行政監査報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成28年度に実施した行政監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

第 1	監査の項目	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象及び方法	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査対象事務の概要	2
第 7	監査の結果	5
第 8	監査結果に関する意見	1 4

# 行政監査報告書

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり行政監査を実施した。

## 第 1 監査の項目

行政財産の目的外使用許可について

## 第 2 監査の目的

行政財産については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項で、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされており、その使用許可事務や使用料の算定・徴収が適正に行われているか、また、その行政財産本来の用途又は目的の妨げになっていないかなどを検証することにより、今後の適正な行政財産の管理に資することを目的とした。

## 第 3 監査の対象及び方法

### 1 対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までに執行された行政財産の目的外使用許可事務（平成 28 年 3 月 31 日以前に使用許可し、継続して使用されているものを含む）から、70 件を抽出し監査対象とした。

### 2 方法

対象となる部局に調書及び関係書類の提出を求め、これらの書類の審査を行うとともに、実地調査や関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第 4 監査の着眼点

- 1 許可申請及び許可手続は適正になされているか。
- 2 許可の理由は妥当なものと認められるか。
- 3 許可の条件は妥当なものと認められるか。
- 4 使用料や加算料金の算定及び徴収は適正になされているか。
- 5 減免の手続は適正になされているか。
- 6 減免の理由は妥当なものと認められるか。

## 第 5 監査の期間

平成 28 年 11 月 25 日から平成 29 年 3 月 23 日まで

## 第6 監査対象事務の概要

### 1 所管部課別の使用許可件数について

所管部課別の使用許可件数は、表1のとおりである。

表1 所管部課別の使用許可件数

(単位:件)

所管部課名	合計件数	監査件数	所管部課名	合計件数	監査件数
総務部 計	39	8	農政部 計	25	7
総務課	32	5	農政課	17	5
職員課	1	1	農村振興課	8	2
消防推進室	6	2	都市建設部 計	47	8
市民活動部 計	33	6	みどりの課	33	4
市民活動推進課	29	5	住宅課	14	4
親善交流課	4	1	上下水道部 計	18	6
市民環境部 計	13	4	総務課	11	3
戸籍住民課	11	3	水道課	6	2
清掃事業課	2	1	下水道課	1	1
保健福祉部 計	12	4	学校教育部 計	15	5
社会課	6	2	企画総務課	10	3
健康推進課	6	2	学校給食センター	3	1
こども未来部 計	6	2	南商業高等学校	2	1
こども課	4	1	生涯学習部 計	92	14
児童会館	2	1	スポーツ振興室	65	5
商工観光部 計	15	6	生涯学習課	10	3
商業まちづくり課	7	2	文化課	4	1
工業労政課	1	1	図書館	1	1
観光課	5	2	百年記念館	2	1
空港事務所	2	1	動物園	10	3
			合 計	315	70

行政財産の目的外使用許可は、11部31課(室)で315件行っており、件数の多い部は、生涯学習部が92件、都市建設部が47件、総務部が39件、市民活動部が33件である。

この主な許可内容は、生涯学習部はスポーツ施設の臨時売店や自動販売機の設置、都市建設部は公園敷地内の電柱の設置、総務部は市庁舎内の広告掲出や事務室等、市民活動部はコミュニティセンター等への自動販売機の設置によるものである。

## 2 使用許可内容別の件数について

使用許可内容別の件数は、表2のとおりである。

表2 使用許可内容別の件数

(単位:件)

許可内容	合計件数	監査件数
電柱	75	15
自動販売機	70	11
売店等	33	12
広告掲出	28	3
通信設備	14	2
事務室等	13	3
倉庫等	10	5
その他	72	19
合計	315	70

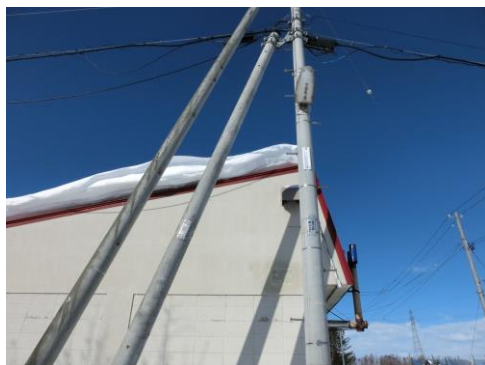
※重複した許可内容については、主要な許可内容に基づき分類した。

使用許可内容の主な内訳は、行政財産として管理している市有地に所在する電柱が75件、公共施設において利用者の利便性の向上を図るために設置している自動販売機が70件、売店等の設置が33件、歳入確保の一環として行われている広告掲出が28件、公衆電話室等の通信設備が14件、関係団体等の事務室等が13件、物品を保管している倉庫等が10件である。

なお、その他72件のうち、主なものは、水道管等の埋設、看板の設置、駐車場である。

### 【行政財産の目的外使用許可の例】

電柱（市営住宅敷地内）



自動販売機（休日夜間急病センター）



売店（市役所地下）



広告掲出（市役所エレベーター）



通信設備（公衆電話室）



事務室（とちちプラザ内）



倉庫（中央駐車場内 イベント資材保管）



その他（市役所内 有料コピー機）





## 第7 監査の結果

315 件の行政財産の目的外使用許可のうち、70 件を抽出して監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、一部に改善又は検討を要する事項があった。

なお、着眼点の各項目の結果は以下のとおりである。

### 1 許可申請及び許可手続は適正になされているか

行政財産の目的外使用許可については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、帯広市公有財産規則（以下、「公有財産規則」という。）及び帯広市行政財産使用許可事務処理要領（以下、「要領」という。）に定めており、許可申請及び許可手続が法令等に基づき適正に事務処理がなされているかについて監査を行った。

使用許可期間別の件数は、表 3 のとおりである。

表3 使用許可期間別の件数

(単位:件)

使用許可期間 部名	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年	合計
総務部	0	7	0	1	8
市民活動部	0	3	0	3	6
市民環境部	0	1	1	2	4
保健福祉部	0	3	0	1	4
こども未来部	0	1	0	1	2
商工観光部	0	4	0	2	6
農政部	1	3	0	3	7
都市建設部	0	1	4	3	8
上下水道部	0	3	1	2	6
学校教育部	0	1	2	2	5
生涯学習部	3	10	0	1	14
合計	4	37	8	21	70
構成割合	5.7%	52.9%	11.4%	30.0%	100.0%

使用許可期間別の件数は、1年以上3年未満が37件、52.9%を占めていた。また、5年間のものが21件、30.0%であった。

これは、通年で自動販売機等を1年間使用許可しているものや、電柱等について5年間使用許可していることによるものである。

次に、新規・更新別の使用許可件数は、表4のとおりである。

表4 新規・更新別の使用許可件数

(単位:件)

区分 部名	新規	更新	合計
総務部	2	6	8
市民活動部	0	6	6
市民環境部	1	3	4
保健福祉部	0	4	4
こども未来部	0	2	2
商工観光部	0	6	6
農政部	1	6	7
都市建設部	0	8	8
上下水道部	1	5	6
学校教育部	2	3	5
生涯学習部	2	12	14
合計	9	61	70
構成割合	12.9%	87.1%	100%

新規・更新別の使用許可件数については、更新して使用許可したものが61件、87.1%であり、電柱や自動販売機の設置及び事務室等について更新して使用許可していた。

次に、申請者別の使用許可件数は、表5のとおりである。

表5 申請者別の使用許可件数

(単位:件)

区分 部名	個人	法人	各種団体	地方公共 団体	合計
総務部	0	7	0	1	8
市民活動部	0	3	3	0	6
市民環境部	0	3	1	0	4
保健福祉部	0	4	0	0	4
こども未来部	0	2	0	0	2
商工観光部	1	3	2	0	6
農政部	1	4	2	0	7
都市建設部	0	6	2	0	8
上下水道部	0	1	0	5	6
学校教育部	0	4	1	0	5
生涯学習部	2	9	3	0	14
合計	4	46	14	6	70
構成割合	5.7%	65.7%	20.0%	8.6%	100.0%

申請者別の使用許可件数については、法人が46件、65.7%であり、次いで各種団体が14件、20.0%であった。

## (1) 許可申請について

行政財産の目的外使用の許可申請については、公有財産規則第 31 条の規定により、申請ができる者の範囲を定め、行政財産使用許可申請書及び必要な書類を添付して申請するものと定めている。

その申請手続について監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、以下のとおり改善を要する事項があった。

### ア 更新申請が遅延しているもの

行政財産を継続して使用させようとする場合は、遅くとも期間満了の 30 日前までに申請手続を行わせ、使用目的等を含めて更新の必要性を判断することとしているが、期間満了の 30 日前までに申請手続が行われていないものがあった。

申請内容の検討の期間を確保するためにも、速やかな更新申請を行うよう指導されたい。

【農政部 農村振興課、都市建設部 住宅課】

## (2) 許可手続について

行政財産の目的外使用の許可については、公有財産規則第 32 条の規定により行政財産使用許可書を交付するものと定めている。

その許可手続について監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、以下のとおり改善、検討を要する事項があった。

### ア 許可内容どおりに使用されていないもの

電柱にかかる支柱について使用許可を行っているが、現地調査の結果、支柱が存在していないものがあった。

支柱の設置の可能性があるため継続して使用許可を行っていたが、許可の必要性などを相手方と協議し検討されたい。

【総務部 消防推進室】

### イ 許可内容を誤って通知しているもの

行政財産使用許可書の指定用途を誤って記載しているものがあった。

行政財産使用許可書には、正しい内容を記載し通知されたい。

【生涯学習部 動物園】

## 2 許可の理由は妥当なもの認められるか

行政財産の目的外使用については、公有財産規則第28条第1項各号に該当する場合に限り、許可することができるとしている。

また、当該条項の範囲については、要領により定めている。

その行政財産の目的外使用許可の理由が妥当なもの認められるかについて監査を行った。

使用許可理由別の件数は、表6のとおりである。

表6 使用許可理由別の件数

(単位:件)

区分 部名	公有財産規則第28条第1項						帯広市 公営企業 会計規程	合計
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号		
総務部	5	1	1	0	0	1	0	8
市民活動部	4	0	2	0	0	0	0	6
市民環境部	1	0	3	0	0	0	0	4
保健福祉部	3	0	1	0	0	0	0	4
こども未来部	1	0	1	0	0	0	0	2
商工観光部	2	0	2	0	0	2	0	6
農政部	3	0	3	0	1	0	0	7
都市建設部	0	0	7	0	0	1	0	8
上下水道部	0	0	0	0	0	0	6	6
学校教育部	0	0	5	0	0	0	0	5
生涯学習部	12	0	2	0	0	0	0	14
合計	31	1	27	0	1	4	6	70
構成割合	44.3%	1.4%	38.6%	0.0%	1.4%	5.7%	8.6%	100.0%

公有財産規則第28条第1項

第1号 直接又は間接に市の事務事業の便宜となる時、又は施設の運営を増進することとなる時

第2号 国又は他の地方公共団体等において、公用又は公共用に供するとき

第3号 電線を架設し、電柱を建て若しくは地下に水道管、ガス管等を埋設し、又はその他の工作物を設置しようとする時、特に必要やむを得ないものであると認められる時

第4号 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき

第5号 市民団体等が催す活動で、市民の学芸文化等の普及振興に資すると市長が認めるとき

第6号 その他市長が特に必要やむを得ないと認めるとき

上下水道部については、帯広市公営企業会計規程第101条各号により許可する。

許可理由で最も多いのは、「市の事務事業の便宜となる時、又は施設の運営を増進することとなる時」を適用しているもので31件、44.3%であった。次いで、「電柱等の設置」を適用しているもので27件、38.6%であった。

また、「その他市長が特に必要やむを得ないと認めるとき」を適用しているものが4件、5.7%であったが、要領に基づき、理由を起案書に記載し使用許可していた。

監査を行った結果、妥当と認められる許可理由により使用許可事務が行われており、適正に事務処理が行われていた。

### 3 許可の条件は妥当なもの認められるか

行政財産の目的外使用許可については、公有財産規則第32条に定める行政財産使用許可書において、条件を付して許可するものと要領で定めている。

使用許可において付すべき条件は、許可面積は必要最小限にとどめること、現状のまま使用させること、使用を終了した場合は容易に原状回復できるようにしておくことなどがある。

その使用許可の条件が公有財産規則等に基づき妥当なもの認められるかについて監査を行った結果、使用許可の条件は妥当なもの認められ、適正に事務処理が行われていた。

### 4 使用料や加算料金の算定及び徴収は適正になされているか

行政財産の使用を許可したときの使用料については、帯広市行政財産使用料条例（以下、「条例」という。）第2条により、使用料を納めなければならないと定めており、その使用料の額は条例別表のほか、行政財産使用料・普通財産貸付料算定基準（以下、「使用料等算定基準」という。）によって定めている。

また、行政財産の使用を許可したときの加算料金については、条例第5条に定める費用について使用者に負担させることが相当であるときは、行政財産使用料の額に加算することができることと定めており、その算定にあたっては条例のほか、行政財産使用許可に係る加算料金算定基準（以下、「加算料金算定基準」という。）により算定するものと定めている。

この使用料や加算料金の徴収については、要領において、帯広市会計規則（以下、「会計規則」という。）により処理することと定めている。

使用料や加算料金の算定及び徴収が条例等に基づき適正になされているかについて監査を行った。

(1) 行政財産使用料について

行政財産使用料の金額別件数は、表7のとおりである。

表7 行政財産使用料の金額別件数

(単位:件)

区分 部名						合計
	500円未満	500円以上 1,000円未満	1,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 100,000円未満	100,000円 以上	
総務部	0	0	1	3	4	8
市民活動部	0	1	1	4	0	6
市民環境部	1	0	1	1	1	4
保健福祉部	1	0	0	3	0	4
こども未来部	0	0	1	0	1	2
商工観光部	2	1	1	1	1	6
農政部	2	0	1	1	3	7
都市建設部	2	1	4	0	1	8
上下水道部	0	0	2	1	3	6
学校教育部	1	0	3	1	0	5
生涯学習部	1	0	2	4	7	14
合計	10	3	17	19	21	70
構成割合	14.3%	4.3%	24.3%	27.1%	30.0%	100.0%

行政財産使用料が100,000円を超えるものは21件、30.0%、10,000円以上100,000円未満のものは19件、27.1%であった。

また、行政財産使用料が500円未満のものは10件、14.3%であった。

使用料の算定が適正になされているかについて監査を行った結果、以下のとおり改善を要する事項があった。

- ア 使用料の算定に当たり、使用料等算定基準どおりに算定していないもの  
建物の使用料の算定する際に、計算誤りのあるものがあった。  
使用料等算定基準に基づき違算のないよう使用料の算定を行われたい。

【総務部 消防推進室】

- イ 納期限の設定に注意を要するもの

(ア) 使用料の納期限を、会計規則及び要領のとおり設定していないものがあった。

【商工観光部 工業労政課、生涯学習部 文化課】

(イ) 行政財産使用許可書で定めていた納期限と整合していないものがあった。

【商工観光部 工業労政課】

納期限については、会計規則及び要領に基づき設定し、行政財産使用許可書との整合を図られたい。

## (2) 加算料金の算定について

条例で定める加算料金は、条例第5条各号の定めにより、「電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金」、「暖冷房に要する経費」、「火災保険料」、「その他市長が必要と認めた経費」としている。

加算料金の主なものは、自動販売機にかかる電気料や、事務室等における光熱水費である。

加算料金の算定が適正になされているかについて監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、以下のとおり改善を要する事項があった。

### ア 電気料金等の算定に誤りがあったもの

電気料金等の単価計算を誤ったため、加算料金を誤って請求しているものがあった。

加算料金の請求時は単価等を確認のうえ請求するとともに、誤りが判明した時点で速やかに追加請求や還付を行う必要がある。

【総務部 総務課、保健福祉部 社会課】

## (3) 使用料や加算料金の徴収について

使用料や加算料金の徴収については、要領において会計規則の規定により処理することとし、使用料の納期限については公有財産規則第43条各号の規定によると定めている。

使用料や加算料金の徴収について、適正に事務処理が行われているかについて監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、以下のとおり改善を要する事項があった。

### ア 使用料の調定事務が遅延しているもの

行政財産使用許可書を年度当初に交付し、使用料の納期限を定めているが、その納期限内に調定が行われていないものがあった。

行政財産使用許可書の交付により、その時点で使用料（債権）が確定していることから、使用許可書の交付日に調定事務を行われたい。

【商工観光部 観光課】

### イ 督促事務が行われていないもの

納期限内に使用料の納付が行われず、納期限を30日以上経過していたが、督促状による督促が行われていないものがあった。

要領の定めにより、使用料が期日までに納入されないときは、帯広市税外公法上の収入条例第2条による督促を行われたい。

【農政部 農村振興課】

## 5 減免の手続は適正になされているか

行政財産使用料の減免については、条例第4条の定めにより減免を行うことができ、同条第2号に規定する「その他特に市長が認めたとき」に該当するものは、公有財産規則第32条の2に定め、その運用に際しては、帯広市行政財産使用料の減免に関する規定の運用基準（以下、「減免運用基準」という。）によって定めている。

減免の手続が条例等に基づき適正になされているかについて監査を行った。

行政財産使用料の減免件数は、表8のとおりである。

表8 行政財産使用料の減免件数

(単位:件)

区分 部名	免除	7割減額	5割減額	3割減額	その他	合計
総務部	3	0	0	0	1	4
市民活動部	1	0	0	0	0	1
市民環境部	2	0	0	0	0	2
保健福祉部	0	0	0	0	0	0
こども未来部	1	0	0	0	0	1
商工観光部	2	0	0	0	0	2
農政部	0	0	0	0	0	0
都市建設部	1	0	0	0	0	1
上下水道部	3	0	0	0	0	3
学校教育部	1	0	0	0	0	1
生涯学習部	3	1	0	0	0	4
合計	17	1	0	0	1	19
構成割合	89.4%	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	100.0%

監査対象70件のうち、減免を行っているのは19件、27.1%であった。

そのうち17件、89.4%が免除としており減免対象の大半を占めていた。

また、1件が7割減額で、1件が使用許可部分のうち減免に該当する部分について免除しているものであった。

なお、5割減額及び3割減額については該当がなかった。

監査を行った結果、減免手続については適正に事務処理が行われていた。



## 6 減免の理由は妥当なもの認められるか

行政財産使用料の減免にあたり、減免の理由が条例・公有財産規則及び減免運用基準に基づき妥当なもの認められるかについて、監査を行った。

行政財産使用料の減免理由別件数は、表9のとおりである。

表9 行政財産使用料の減免理由別件数

(単位:件)

区分 部名	条例第4条 第1号	条例第4条第2号				帯広市 公営企業 会計規程	合計
		公有財産規則第32条の2第1項					
		第1号	第2号	第3号	第4号		
総務部	1	0	0	0	3	0	4
市民活動部	0	0	0	0	1	0	1
市民環境部	0	1	0	0	1	0	2
保健福祉部	0	0	0	0	0	0	0
こども未来部	0	0	0	0	1	0	1
商工観光部	0	0	0	0	2	0	2
農政部	0	0	0	0	0	0	0
都市建設部	1	0	0	0	0	0	1
上下水道部	0	0	0	0	0	3	3
学校教育部	0	0	0	0	1	0	1
生涯学習部	0	0	0	0	4	0	4
合計	2	1	0	0	13	3	19
構成割合	10.5%	5.3%	0.0%	0.0%	68.4%	15.8%	100.0%

条例第4条第1号 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき

条例第4条第2号 その他特に市長が必要と認めたとき

公有財産規則第32条の2第1項

第1号 市の指導監督を受け、事務事業を補佐し、又は代行する団体が、補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用する  
場合で、特にやむを得ない理由があるとき

第2号 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき

第3号 市民団体が催す活動で、市民の学芸文化等の普及振興に資する目的で本庁舎市民ホールを使用するとき

第4号 前各号のほか、使用する団体等の性格、使用の目的、使用の態様等を総合的に判断し、減額又は免除することが適当であるとき

減免理由で最も多いのは、公有財産規則第32条の2第1項第4号を適用しているもので13件、68.4%であり、減免運用基準に基づき行っていた。

次いで多いのは、上下水道部の帯広市公営企業会計規程第104条に基づき減免を行っているもので3件、15.8%であった。

監査を行った結果、減免理由は妥当なもの認められ、適正に事務処理が行われていた。

## 第8 監査結果に関する意見

行政財産の目的外使用許可について監査した結果、条例等に基づき、おおむね適正に行われていることが認められました。

しかしながら、本市における行政財産の目的外使用許可は、更新の割合が約9割にのぼり、繰り返し使用許可している状況のなか、行政財産使用料の調定が遅れているものや、電気料金等の加算料金の算定を誤っているものが見受けられました。

これは、決裁過程での確認行為不足や前例踏襲により事務処理を行っていたことが要因の一つであると考えます。

今後におかれましては、行政財産は地方公共団体の行政目的を達成するために利用されるべき貴重な財産であるという認識のもと、適正な事務執行はもとより、行政財産本来の用途や目的を妨げない範囲で、有効活用に向けた取組を推進されますよう期待いたします。